

事 務 連 絡  
令 和 4 年 3 月 2 8 日

建設業関係団体等の長 各位

国土交通省  
不動産・建設経済局  
国際市場課

### 建設特定技能受入計画における報酬額の認定について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、建設特定技能受入計画の認定審査の基準については、平成31年3月付け「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」等により公表しているところですが、今般、その更なる統一的運用を図るため、計画の審査事務を担う各地方整備局等の担当部局に別紙のとおり通知致しましたので、お知らせ致します。

<別紙の内容についての問い合わせ>

(一社)建設技能人材機構 03-6453-0220

<本依頼自体に関する問い合わせ>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111 (内線: 24624)